

京都文化芸術都市創生計画の主な取組状況（28年度）

重要施策群 1 継承と創造に関する人材の育成等

(1) 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組（施策番号 17）

- 「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）」の整備に向けた国へ要望
⇒ 国家予算要望の中で「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）」の創設を要望（平成 28 年 5、6 月）
- 「五感で感じる和の文化」事業の実施
⇒ 創生劇場「やわらかなかぐら」を実施（平成 28 年 11 月）
⇒ 伝統芸能を体験できる機会を毎月提供するワークショップ「月イチ☆古典芸能シリーズ」やレクチャー「伝統芸能ことはじめ」、対談「先覚に聴く」を実施

(2) 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援（施策番号 25）

- 京都芸術センターを運営
⇒ 「KAC パフォーミング・アーツ・プログラム」, 「展覧会 キュレータードラフト 2017」, 「展覧会 NEW INCUBATION8」, 「T.T.T（トラディショナル・シアター・トレーニング）」を開催
- 京都市芸術文化特別奨励制度を引き続き実施
⇒ 平成 29 年度奨励者 2 組を決定（申請件数 99 件）

(3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成（施策番号 10）

- 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」を実施
⇒ 伝統的な文化芸術分野の講義数を大幅に増加し、40 箇所を実施
- 「ようこそ和の空間 伝統公演とくべつ授業」を実施【28 年度新規事業】
⇒ 市内の中学生を対象に、能楽堂など本格的な舞台で「能」「狂言」「邦楽と邦舞」など伝統芸能の魅力に触れる公演鑑賞事業を実施
- 京都の歴史や文化に関する教育の推進、伝統文化体験活動の実施
⇒ 和装（25 校）、古典文学（6 校）、日本舞踊（4 校）、茶道（8 校）といった伝統文化に係る様々な分野の専門家を学校に派遣
- 「みやこ子ども土曜塾」の充実
⇒ 小学生、中学生のいる各家庭等に情報誌「GoGo 土曜塾」を配布するとともに、ホームページでも情報発信

重要施策群2 創造環境の整備

(1) 京都会館の創造・発表拠点としての再整備 (施策番号 59)

- 京都会館の再整備

⇒平成 28 年 1 月から，ロームシアター京都オープニング事業を実施
(～平成 28 年 12 月まで開催)

(2) 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実 (施策番号 41)

- 文化芸術コア・ネットワークを継続して運用

⇒例会や総会を実施

- 文化芸術に関する多種多様な情報を体系的に整理

⇒Web サイト「KYOTO ART BOX」の継続的な運用 (平成 24 年 6 月～)

- 多言語で国内外へ情報を発信・提供

⇒Web サイト「KYOTO ART BOX」の英語版を開設 (平成 24 年 8 月～)

(3) 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進 (施策番号 42)

- 文化芸術に関する国際的な人材交流を促進

⇒京都国際舞台芸術祭 KYOTO EXPERIMENT 2016 AUTUMN

アルゼンチン，イギリス，フランス，オーストリア，マレーシア，タイ，インドから，
先駆的なアーティスト，振付家などを招聘 (平成 28 年 10～11 月)

⇒HAPS (東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス実行委員会)

国内外で活躍するキュレーターを 3 名，京都に招聘

⇒京都芸術センター

アーティスト・イン・レジデンス (AIR) 事業を実施するとともに，一般市民に向けて
AIR 事業の認知を高め，AIR 団体の連携を深めるためシンポジウムを開催 (平成 29
年 2 月)。

重要施策群3 文化芸術と社会の出会いの促進

(1) 文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組 (施策番号 1)

- “京都をつなぐ無形文化遺産” 制度
⇒「京の菓子文化」の選定（平成 29 年 3 月）及び「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」の普及啓発を実施
- 公共施設，児童館，図書館，病院，企業等において，美術作品展示，ダンスのワークショップ等を実施
⇒地下鉄駅構内において，サブウェイ・パフォーマー事業など，文化芸術事業を実施
- 市職員を対象とした文化芸術に関する研修を実施
⇒新規採用職員研修において，茶道研修を実施

(2) 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援 (施策番号 30)

- 文化芸術による地域のまちづくりを支援
⇒京都市が支援する関係事業等に、「文化芸術による地域のまちづくり事業」ロゴマークを使用し，各区における文化芸術の取組を集約
⇒HAPS 事業において，地域連携型空き家流通促進事業と連携しながら，地域の空き家をアーティスト等の利用に供するなどの取組を実施
- 関係団体，人材への支援（ワークショップ実施，情報提供等）を実施
⇒みやこ文化財愛護委員や，京都市文化財マネージャーを育成

(3) 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり (HAPS) (施策番号 31)

- 総合サポート窓口を開設
⇒24 年 3 月に開設。平成 28 年度相談件数：261 件
- 芸術家に適した空き家を紹介
⇒若手芸術家等に空き家を紹介し，居住・制作の場を提供
平成 28 年度成立件数：5 件
- 閉校施設等の活用による制作場所を提供
⇒全 6 教室を活用中
- 専門家のネットワークによる発表活動を支援
⇒キュレーターの招聘を実施。平成 28 年度招聘件数：3 名
- 地域交流事業
⇒六原フェスタ，新道児童館と連携したイベントの実施など
- レクチャー・ワークショップの開催（26 回開催・参加者 259 名）

総合施策（主な項目）

(1) 文化芸術に親しむ（創生条例第9条関係）

- 京都文化祭典 2016 の開催
⇒ 「オープニングイベント『京都文化芸術祭』, 「市民ふれあいステージ」, 「円山コンサート」, 「京都の秋 音楽祭」を中心に秋季に開催
- 京都国際映画祭との連携
⇒ 民間企業が主体となった「京都国際映画祭」と連携し, 若手支援事業を実施

(2) 文化財を守り, 活用する（創生条例第16条関係）

- 「和装」, 「いけばな」及び「庭園文化」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた支援を国に要望
- “京都を彩る建物や庭園” ランクアップ助成制度
⇒ “京都を彩る建物や庭園” 制度における認定物件の修景又は修復への支援（1件）
- “京都をつなぐ無形文化遺産” 制度
⇒ 「京の菓子文化」の選定（平成29年3月）及び「京の食文化」, 「京・花街の文化」, 「京の地蔵盆」, 「京のきもの文化」の普及啓発を実施

(3) 施設を充実させる（創生条例第18条関係）

- 京都市美術館再整備事業
⇒ ネーミングライツ契約締結（平成29年2月）
再整備工事契約締結（平成29年3月）
- 新「京都市動物園構想」の推進
⇒ グランドオープン事業の実施
- 元離宮二条城の保存と活用
⇒ ア 東大手門保存修理工事の完了
イ 番所修理工事実施中
ウ 東大手門及び東南隅櫓の特別公開（平成29年3月～）
世界遺産にふさわしい二条城景観への改善と来城者の安全性・快適性の確保のため整備を実施

他の事業については, 後日, 以下のHPに掲載します。

<アクセス方法>

京都市情報館トップページ⇒観光・文化・産業⇒文化・芸術⇒条例・計画・審議会⇒京都文化芸術都市創生審議会

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000004534.html>